

(資料 1 一人勸取扱いの閣議決定内容)

公務員の給与改定に関する取扱いについて

【令和 5 年 10 月 20 日 閣議決定】

- 1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の適用を受ける国家公務員の給与については、去る 8 月 7 日の人事院勧告どおり改定を行うものとする。
- 2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年 法律第 33 号）の適用を受ける国家公務員の勤務時間については、去る 8 月 7 日の人事院勧告どおり、令和 7 年度から、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週 1 日を限度に勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の範囲を拡大するものとする。
- 3 特別職の国家公務員の給与については、おおむね 1 の趣旨に沿って取り扱うものとする。
- 4 1、2 及び 3 の措置に併せ、次に掲げる各般の措置を講ずるものとする。
 - (1) 国の行政機関の機構及び定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣 議決定）に沿って、厳格に管理を行う。
 - (2) 独立行政法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する独立行政法人をいう。）の役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう、必要な指導を行うなど適切に対応する。
- 5 地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の趣旨に沿って適切に対応するとともに、厳しい財政状況及び各地方公共団体 の給与事情等を十分検討の上、給与制度又はその運用が不適 正であること等により地域における国家公務員又は民間の給 与水準を上回っている地方公共団体にあつては、その適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。また、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すような国の施策を厳に抑制するとともに、地方公共団体に対し、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組むよう要請するものとする。